

参議院商工委員会會議録第十五号

昭和三十三年三月二十七日(水曜日)
午前十一時五十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 松澤 兼人君
理事 西川 弥平治君
阿具 根 登君
近藤 信一君

委員

大谷 實雄君
小幡 治和君
小西 英雄君
白井 勇君
阿部 竹松君
藤田 進君
豊田 雅孝君
大竹 平八郎君

政府委員

大蔵省理財局長 河野 通一君
中小企業庁長官 川上 爲治君
事務局側

常任委員
会専門員

説明員

大蔵省大臣官
房財務調査官 大月 高君

本日の會議に付した案件

○商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○信用保証協会の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松澤兼人君) これより商工委員会を開会いたします。

第九部 商工委員会會議録第十五号

昭和三十三年三月二十七日【参議院】

本日の議題は公報でお知らせしてありますが、とりあえず先日來審議してあります商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案、信用保証協会の一部を改正する法律案、この二法律案を中心として審議を進めたいと存じます。

○説明員(大月高君) 政府機関でございます。中小企業金融公庫と、商工組合中央金庫との金利につきまして若干の違ひがあることは事実でございます。商工中金の金利も逐次低下せしめたいというところで、各般の措置をとっておりますことは、御承知の通りでございます。ただ、組合金融の方が金利が高くて、個人に対する金利が低いのは、どうも矛盾するじゃないかという御意見でございますが、やはりこの二つの金融機関にはそれぞれ特色がございます。一方は組合金融というものを中心にして、一方は一般の中小企業者を中心にして、両々相持ちまして中小金融の疎通に努める、こういう趣旨でございます。必ずしも金利について同じである必要はないと思つてございまして、一つは組織を通ずるという一つの利点もあり、別に組合組織による中小企業の育成強化という面もございますので、若干の相違はやむを得ないであらう。特にその資金構成の面におきまして、一方は民間の資金が入り、あるいは出資が入る、こういうようなこともございまして、資金源のコストの面からある程度やむを得ないのじゃないかと思つております。

○豊田雅孝君 その点が非常に問題な

○政府委員(川上爲治君) 私の方としては、中金の金利と公庫の金利はなるべくこれは同じようなところでないか、これは先生もおっしゃいますように、商工中金の系統である組合の強化という点からいいますと、やはり矛盾している点もありますので、できるだけいろいろな方策を講じて、金利が同じ程度になつていくように努力をしたいというふうに、私の方はそういうふうに考えております。

○説明員(大月高君) ただいま申し上げました現状の資金構成等から見まして、具体的に同じにすることは、現状におきましてはできないわけでございます。これを一挙にできるわけ同じように持つていくというところは望ましいと思ひますし、いろいろな手段を講じておるわけでございますが、現状において異なった金利水準が出るということば、ある程度やむを得ないのだから、こういうふうに考えておるわけでございます。

○豊田雅孝君 現在のことでなく、將來これを同一金利、あるいはできればあつて限り組合の貸出金利の方を安くしていくように努力せられるという、

その努力せられる方針及びその具体的な対策について伺いたいと思います。

○説明員(大月高志) 組合金融の金利をできるだけ安く持っていきたいというところは、ごもっともでございます。特に、大蔵省の方といたしましては、特に異論があるというわけではございませんが、そういう方向に努力いたしました。と存じますが、現状におきまして資金源の確保等もあり、すぐに同一の金利水準というわけには、なかなかかむずかしいのではないかと、こういうふうに考えているわけでございます。将来この商工組合中央金庫、あるいは中小公庫、この関係をどうするかというような問題もあると思うのですけれども、今のところ、具体的な案はございませぬ。今後十分慎重に検討したいと思ひます。

○豊田雅孝君 理財局長にお尋ねしたいと思うのでありますが、資金運用部資金運用法を改正することについて、従来から問題が出ておるのであります。御承知のように戦前は資金運用部資金運用法に当る預金部資金の運用法によって、商工中金に対して特別の低利資金を直接貸し出す方法でやっておったわけでありますが、要するにあいまい制度でいくというために、當時商工組合中央金庫というものが特別法によって作られたわけであります。資金運用部資金の直接貸し出しが認められるということになると、債券については興業銀行等と、全く民間金融機関と同じ待遇であることになりまして、何ら特別に恩典というのか、そういう特色というものが、沿革的に見ても、抹殺せられてきたというふうになるわけなんですけれども、これについて

て御見解はどうなんでしょうか。

○政府委員(河野通一君) 資金運用部資金法を改正して、商工中金に低利の資金を貸し付けるといふことについての御意見は、たびたび拝承いたしております。この点につきましては、私どもはかように考えておるものであります。簡単に結論的に申し上げますならば、商工中金といふものの性格をどういふふうにかえていくかという問題であらうと思ひます。戦前におきましては、お話しのような時代があったことは、もちろんであります。各金融機関における金利が、それだけ安いものが低くあることが、それが対象といつておられる企業のために、非常にいいというところは、これは申すまでもないことであり、これは一商工中金に限りません。同じような性格を持つておる農林中金についても同じようなことが言えるものではないかと私は思ふのであります。戦後従来この預金部の法律を直しまして、資金運用部資金法といふものに直つて以来、この運用対象といふものは、あるいは公庫、あるいは政府に準ずる公共的な性格の強いものを対象にしていくということに方針をはっきりいたしました。その唯一と申します例外は、民間の金融機関に対して金融債といわれ、発行された債券を資金運用部で持つといふことが、唯一の例外になつておるのであります。ある立場から申せば債券を引き受けておられるのだから、その債券を引き受けておる対象に対して貸し付けをするのは、何も差しつかえないじゃないかという議論がすぐ起つてくると思ひます。この

の点は私は非常に重要な点だ。なぜ債券の引き受けを認めて、これらの機関に貸し付けを認めなかったかというところは、非常に重要な問題だと思ふのであります。と申しますのは、債券の発行につきましては、その債券が市中で消化されると同じ条件でなければならぬといふ一つの大きな制約がつけられておる。従つてこれらの民間の機関に対しては、資金の供給はするけれども、特に民間のこれらの機関に対して低利でもつて、市中で調達できるよりも、特別に低利で資金を供給することは、すべきでないという原則に立つておると思ふのであります。従ひましてその原則を貫きますならば、商工中金にかりに貸し付けをいたすといふことは、場合においても、市中で調達される同一の条件であることが必要であるといふ問題になつてきます。そういったしますと、今ここで非常に強く要望されておるコストを下げ、金利を下げ、いくために、資金運用部から低利の貸し付けを受けるということが望まれておるわけでありまして、つまり金融債であれば、市中と同じ条件、ことに興業とかそういう金融機関と同じ条件でしか資金の調達ができない。従つてそのことによってコストを下げることができないから貸し付けという形をとつて、特別な、市中で調達できるよりも安い金利で資金を調達しなければならぬ、こういう点に今問題になつておられます。先ほど来申し上げましたような見地からいいますと、なかなかその建前から見まして、踏み切りがつきにくい、こういうふうなことになるわけ

けであります。いろいろな考え方は私

あると思ひますが、これ要するにやはり商工中金あるいは農林中金といふものの性格をいかように考えていくかという問題、これはある意味におきましては、金融制度全体の問題であると思ふのであります。そういう点から、やはりほぐしていかないと、なかなか問題の解決はむずかしいというふうに考えております。

○豊田雅孝君 農林中金の例を出されたのでありますが、農林中金の方は、御承知のように供米制度によつて自然に低コストの資金が寄るようになっておるんですね、しかも莫大な……。だからそういう点で組合に対しては優遇措置を講じようという特別の政府の施策がなくとも、自然に事が解決するようになつておるのですね。ある意味ではあの供米制度が最も大きな農林中金の資金の低コスト化の政府としての特別措置だといふようなことすら言えると思ふのであります。そういう点で農林中金には従来から低コストでいける道があるのですから、特にこの際どういふことはしないかと思ふのですが、同じ組合金融機関である商工中金の方には、そういう特別の環境にないだけに、政府の方ではいさしくも中小企業対策の根幹を組織においていこう、組織の推進によつてやつていくんだと、あれだけはっきり言つておられる以上は、組合金融機関に対して資金のコストを安くする方法を何か考えなければいかんと思ふのですが、これを白紙の状態でお考えになつて、どういふふうにかえておられますか。

○政府委員(河野通一君) 農林中金に

おける資金の源が商工中金の場合と違つて割合何といひますか、潤沢に資金が末端から上つてくるという事態があることは、これは私も十分よく承知いたしております。従つてその実情が農林中金におきまふ場合と商工中金におきまふ場合と違ふというところは、実は十分承知して今申し上げておるわけであります。その問題はさておきまして、商工中金自体の金融機関としての金利をできるだけ安いものにしていくということが、中小企業者の利益のために非常に重要なことであることは、これはもう否定することのできないこととあります。私も先ほど大月君から御答弁申し上げましたように、できるだけこれを引き下げることに、できるような努力をして参りたい。もちろん、不十分でありましたけれども、そういうことの配慮から、このたびも十億の出資を政府から出した、あるいはその他それに関連したいろいろな措置もあわせてとつていかなければならぬといふことを考えておるわけでありまして、今後私はできるだけ金利を下げる方法においてどういふことをやっていくかといふことは、やはり私は一般の金融機関、ことに中小金融を専門にいたします各般の民間の金融機関、あるいは政府機関も含めて、それらの金利をできるだけ下げる方向に努力をいたします中に、おのづかの持つておる役割なり、性格なり、それらにそれぞれ相応した措置をとつていかなければならぬ。ただ商工中金の金利だけを、ほかとバランスをくずして下げていくということが適当かどうかといふことも、十分考えなければならぬと思ひますし、もちろん、これらの

問題につきましては、それらの金融制度の中に占めておるその役割なり、地位なりというものを頭の中に置きながら、それぞれのそのおののに適して参るような措置を講じて参りたい。おそれるその点においてははかの金融機関と同列の対策に於いてはどうかという点に於いておるわけではないかということに申し上げておるわけではないかということに、その性格に於いてはそれぞれの違つた対策をとつてしかるべきだと思つて、今後具体的には、三十二年度の措置によつてやりましたことが、ある程度今後の対策の示唆にはなつておるかと思ふのであります。また、来年度以降どういふふうになるかということにつきましては、もう少し検討いたしまして申し上げたいと思つてます。

○豊田雅孝君 もう一点伺つてみたいのであります。政府出資はできるんだと、しかし、資金運用部資金を直接貸の形で資金コストを下げることはできないというところ、そんなに大きな理論的な制約があるということ、どうもわれわれわからぬ、その点はどうなのですか。

○政府委員(河野通一君) 私は、もつと言いかえますと、非常にこれは言葉が悪いので、あるいは語弊があるかと思ひますが、出資というものの対する考え方が少し誤解されておるのじやないかと思ふのであります。現在、政府出資というものが非常に望まれておるの、要するに、たゞの、金利のかからない金を調達するといふふうにかへられておる。従つて、出資といふものが補助金を出すと同じ意味にとられがちになつてゐるという点は、私は、本来の政府出資といふものの意味からいふと、決して正しいあり方ではないの

ぢやないかといふふうにかへておられますが、まあその問題はさておいて、私は、出資といふものは、決してたゞの金ではないと思ふのであります。これは、それ相応のベースができた場合には、おいては、やはりそれに見合うべき配当といふ、言葉はいかどうかしりませんが、あるいは納付金の形に於いて、あるいは配当の形に於いて、出資者にやはり還元されなければならぬものだと思ひます。ただ、仕事を始めたときにどういふ状態には、なかなかならぬと思ひますから、私も出資をいたします場合には、直ちにそれから何らかの配当を得ようといふふうには考えておりませんが、本来、やはり出資であります以上は、それはいつでもたゞの金であるという考え方には立つておりませんし、その配当率がどの程度であつたならばいいか、あるいは納付金などの程度であつたらいいかという問題は、いろいろあるかと思ひますけれども、そういう意味で私も出資といふものを考えて参ります。そういういたしますと、出資は、これはいろんな民間の、純粋な民間ではありませぬけれども、株式会社等に対しては政府は出資をいたしております。そういうたゞの一面として、商工中金に対して出資をいたしますといふことも、政策的にそれが要当である限りにおいては、私は差しつかえないのではないかと思ふのであります。もちろん、この出資は資金運用部から出資をいたすのでなく、産業投資特別会計、その他そういった出資を行うことができる機関を通じていたすのであります。産業投資特別会計なら特別会計の性格に似つ

かわしいものにしていきたい、こういう問題でありまして、資金運用部自身のとつております建前と、そこはおのづから違ひがあつても差しつかえないのではないかと考えております。

○豊田雅孝君 私が質問しておる根本の考え方は、商工中金といふ具体的な金融機関の金利をどうするかということに於いて、中小企業対策として、組合制度といふものを、その根幹にしていくのだという国策が打ち出されておる以上は、それに対する金利といふものも、有利な、少くとも優遇する、個人で貸す場合よりも冷遇するといふようなことのないようにするのが当然国策としてあるべきぢやないか。そういう場合に、資金運用部資金であるとか、あるいは一般の政府資金であるとかいふのが、大きく見れば、とにかく政府のワタの中のお金であつて、一方は政府出資ならばできる、それから資金運用部資金の直接貸しになると、もちろんこれも無利子ではないので、やはり利息を払うのでありますから、そういう点から見ると、政府機関であるとかないかといふようなことに、終戦後アメリカ方式が輸入せられて以来とらわれ過ぎて、あまりに観念的になり、形式的になつておるものをこの際清算し、また、最小限度、今申します通り、組合金融に対する国策の線を描くだけ充足していくといふ上からはどうするかといふことで、根本的に御研究をしてみたいと思ふのであります。まあ、時間がだんだん迫るようでありまして、まだまだ議論したいと思ひますけれども、今申しますように、商工中金といふ金融機関に対する金利という問題だ

けでなく、国策としての組合に対する金融面からの一つの奨励的な行き方といふものがあつてしかるべきぢやないかといふ線から、大きく今後御研究を願ひたいと思ふのであります。その点についての御見解を伺ひたいと思ふのであります。

○政府委員(河野通一君) 今御要望の点は、よく私もわかります。さらに研究は続けて参りたいと思ひますが、やはり資金運用部の制度をどういふふうにしていくかといふ問題も、もちろん検討しなければならぬのであります。また、そういう重要な使命を持つておる商工中金といふ機関を、どういふふうな性格づけ、位置づけていくかといふ問題も、やはりあわせて検討を要する点があるのではないかといたしたうな気もいたすのであります。こういった点も並行して、私もいたしまして今後検討は怠らないでいきたいと思ひます。

○阿具根登君 大蔵省の方が見えておりますので、この際、商工中金に關連いたしまして、相互銀行の点についてお尋ね申し上げたいと思ひます。御承知のように、きょうの新開で、福岡県の副知事が総務部長をやつていた時代に、経理部長と話し合つて、一億の金を相互銀行に預けた。そうして裏利子を一千万取つて、何か、政治資金があるいは個人の機密費に使つた、こういうことで逮捕が出ておるわけでございます。私の今までも耳にしている非常なやな声は、相互銀行等については再三聞いておる。ところが、こういう問題が起つてくるとしますと、私も自体が銀行に対して不安を持つてくる。今度も十五億の金を國から預

けるといふことになつておる。ところが、県から一億預けた金も、これは県民の血税でございまして、それを預けて、裏で一千万の金が入つてくるといふことになれば、これは銀行は相当な利益を取つておることになる。いつも銀行の問題が審議される場合には、利子が高いので、中小企業の人たちは非常に苦しみをしておる。それでさへも利子は下げられないといふことを盛んに言われる。下げてもわずかなものです。ところが、その裏では、やみで一割からの利子が流れておるといふことになつてくれば、私も、もつともつと利子といふものは下げてもいいのだ、そう解せざるを得ない。そうでなかつたならば、裏から一割のコミッションを握らせるといふことは、これは当然できるわけはない。そうなつてくると、銀行自体について、私も考え直さなければならぬのではないかと、こういうふうな考えを持つておりますが、今度問題になりました相互銀行について、銀行自体については、これは銀行の方があるいは参考人と呼ばれる方も、銀行自体について、銀行に於いては、銀行に對する考え方、こういうことがなせ行われるのか、行われるといふことについては、これは何かそういう利潤を別個に生んでおる、利潤がなくともいふことをやたら、銀行はつぶれるはずで、だから、そういう抜け穴がどこにあるのか、そういう点を一つお教え願ひたい、かように思ひます。

○説明員(大月高君) ただいまお尋ねのございました件につきましては、われわれ具体的には、けさの新聞で見た

だけでございまして、その事実についてはまだお答えいたしかねるわけでございまして、今御質問のございましたようなケースにつきましては、相当あるということをお願いするを得ないと思ひます。具体的に申し上げますと、こういう事例は、ある金融機関がございまして、それに対して預金者が預金をする、これに対して某々の会社なり個人に、これと同額を貸してほしいという条件をつけます。そうすると、表面上はこの預金者は金利調整法という法律が定められておりますので、預金の最高金利が定められておりますから、法律上はその法定内の預金の利息を受けとるのでございまして、その相手の企業ないし個人、金を借りた方の企業ないし個人から余分の何らかの報酬を預金者が直接取る、こういう事例が最近相当あるわけでございまして。われわれはこれを一般に導入預金と申しております。こういうことが行われる結果は、弊害が非常に大きいわけでございまして、預金というものの性格上、一定の期限が、たとえば、六カ月定期でございまして、たまたま、六カ月定期でございましてはこれを払い戻さざるを得ない。ところが、貸し出しの相手というものが必ずしも堅実ではない事例があるわけでございまして、そういういたしますと、貸し出し自体は焦つく、あるいは貸し倒れになる、こういうことになるわけであります。そういったことと、銀行の立場から見ますと、預った金はどんどん払っていく、貸した金は取れないということで、経営がとたんに悪化する、こういうことになるわけでございまして、われわれといたしまして、非常にその現象を心配いたし

まして、先般来、金融制度調査会にこの問題をどうしようかということでお諮り申し上げました結果、やはり刑法による取締りをやる必要があるだろう、こういう結論になりました。今度の国会でそういう格好の預金、この預金者、これを受けた金融機関の役員、それから、こういう事例には媒介をする人が入っているわけでございまして、いわゆるブローカー、それで、どここの銀行にこういう預金をして下さい、そういういたしますと、いわゆる裏利を差上げるようにいたしますといふことを言つて、積極的に勧誘をすることを仕事としている人もございまして。そういう導入預金の媒介者、こういうものは罰則をもって取締りたいというので、今度国会に提案する準備をいたしておるわけでございまして。そういう観点からいたしますと、なぜ銀行がそういうことをやるのか、そういうことをやる余地があるなら、金利を下げてたいいじやないかというお話しでございまして、われわれといたしまして、そういう方針で今のような取締りをやりますし、行政指導といたしまして、金利調整法による金利以上の金利を払わない、それによってコストも下げる、その他、合理化もやるように努力をいたしておるわけでございまして、たまたま、第一相互がああいうふうな事件がございまして、問題が起きますと、再建の途上にあるわけでございまして、銀行自体は再建は順調に進んでいるわけでございまして、過去の事例として、再建の途上にそういう事例がまた出てきた、こういうふうに考へております。御意見を十分拝聴いたしまして、そういう方向に努めて参り

たい。現に、そういう問題も深刻にわれわれとしても考えまして、金融機関自体の浄化と申しますか、健全化と申しますか、そういう方向に努力いたしたいと思つております。

○阿具根登君 とういいたしますと、これは相互銀行にかかわらず、ほとんどの銀行がそういうことをやっております。このことにとれるのですが、そういうことですか。

○説明員(大月高君) これは必ずしも相互銀行特有の現象ではないと申し上げていいと思ひますが、たまたま、相互銀行間にそういう事例が、比較的世間の外に出るような事件があつたというように御了解願つていいと思ひます。それでは、一般の金融界にこういうものが非常に多く蔓延してしまつておるかといふと、必ずしもそうではないと思ひます。必ずしも、この現象は特定の金融機関だけの問題ではないし、むしろ、われわれの率直な観測からいたしますと、先般来、保全経済問題といふものがございまして、非常に高利で金を集めるという機関が、あちこちにあつたわけでございまして。これは政府の監督外のものでございまして、そのときにやはり取締立法がありましてこれを押えた。そういうような関係者がやはり利殖の道といふものをいろいろ探しているうちに、今のような導入預金の形態といふものがあるといふことと、ある意味で金融機関を利用しておるといふ場面もあるんじゃないか。ただ、この現象が次第にはびこつておるか申しますと、今のようには保全経済的な金というものは、金融の正常化に伴ひまして、だん

だん減つてきておるとわれわれは考えますので、そういう導入預金の現象も、今後大きくなると考えませんし、現にわれわれが取締りを厳にするということから、次第に減つてきておりますから、今後こういう悪質な事例は生ずることはあるまいと考えております。

○阿具根登君 本国会にこういうことができないような法律案を出したいと、こういうことでございしますが、そうすると、今まではそういうことが認められておつたのだと、そうすれば、たとえば裏利を取つて個人の私腹を肥やした連中は、これは当然刑罰を受けるでしようけれども、そういう機構そのものを認めておつたということになるならば、銀行の責任者そのものは処罰の対象にはならないような結果になるのじゃないか、そういうことはございせんか。

○説明員(大月高君) 今度の立法によりまして、今のようないわゆる三角関係と申しますか預金者、金融機関、貸出先、こういうのはっきりした因果関係のあるものは、刑罰をもって取り締まることにいたします。ただ、従来から銀行行政の方針といたしまして、金融の一つの体系といたしまして、預金にそういうような面がつくといふことは適當でないという行政指導を、行政面におきまして、銀行検査の面におきまして、やつておるわけでございまして、それから一面、貸し出しは貸し出しとして見まして、いわゆる不良貸し出しというものはやらないように、これはわれわれ銀行行政の主眼でございまして、銀行検査のつど、それを摘発してきておるわけでございまして、そう

いう問題はたび重なれば、結局経営者が不適任、こういうような問題になりまして、それぞれ処理を行政的にいたしておるわけでございまして。今回刑罰をもって取締りますのは、そのうちの非常に悪質な特別な形をとつておる、これを刑罰をもって取り締まる、こういうことでございまして。

○阿具根登君 これは新聞の報道ですから、詳しいことは私もわかりませんが、この問題の発端は、地方でなく中央、中央の銀行である。そういったしますと、地方の台帳はどうなつておるのでしようか。地方で一億の金を受け取つて、そして受け取つた客の手には一千万の金を渡しておる。そういうことが地方では帳簿に何にも全然出ておらないといふことになって、そしてこれは二十六年、二十七年の問題でございまして。そして四年もたつてから、中央の帳簿でこういうことが明らかになつてきた。こういうことになつてくれば、あなたがどういふことがあつておるのだといふことを認めておられる以外に、もっと悪質に何かやつておるだろう、また、そういうことができる機構になつておるのではないかと、その点はどうか。

○説明員(大月高君) 先ほど御説明申し上げた全体のわれわれの感覚からいたしまして、金融の正常化といふものが次第に浸透するといふことと、それから銀行内部におけるモラルといふものが次第に確立してくるということから、今のような現象は次第になくなるべきものでございまして、本来、今のような格好が金融機関内部で行われておつたといふことは、何と申しますか、金融自体を、金融機関というもの

の経営者として、非常に私は恥ずべきことだと考えております。しかし、従来から、金融機関の経営者というものは、相当高いモラルを持ち、公共的な立場に立って金を預かり、これを貸す、しかも、預金者には絶対迷惑をかけぬ、こういう一つの自律をもってやっておたわけでございます。こういうふうな現象が起きましたことは、われわれとしてもはなはだ遺憾に存じておるわけでございます。しかし、今のような事例がはかにもたくさんあるのではないかとこのお話につきまして、次第にこういう現象はなくなりつつあるし、またなくなることを期待している。また、それを契機として一そう取締りの勵行を期したい、こういうふうに御了解願いたいと思ひます。

今の帳簿の問題につきましては、どういうことになつておるのか、事実を調べてみないとわからないと思ひますが、少くとも預金の口座には入つておると思ひます。それから特定の何らかの貸し出しというものがあつたのではないかとこのように考へております。帳簿外でそれを操作しておるということがいよいよ明らかになれば、銀行の役員員のいわゆる浮き貸しということになりまして、個人の責任あるいは横領、こういう問題に発展する問題だと考へます。

○阿具根登君　そういう個人の浮き貸しで、かりになつたとしても、一割の裏利子ということが認められるものであるかどうか。今後はこれは法律をもつてできないようにする。こういうことを言つておられるし、その前提としてこういうことはなくなりつつあるのだ、なくなるのだ、それは経済の状況が好転してくれば、悪いことはほとんど姿を消すことは当然でございませう。しかし、悪くなればできるのだという抜け穴があるとするならば、これは嚴重に取り締らねばならぬ、かように思ふのです。おそろしく今までこういうように公然とわかつて、今からまた司直の手で調べられますけれども、それ以外のものは私どもはその衡にないからわからないけれども、うわさに聞くと、は、ほとんどそういうことがやられておる、こういうことだつたわけですね。ちょうど副知事が総務部長をしておるころは、私はこの県会議員であつたので、相当こつこつうわさを耳にしておつたけれども、われわれには、悲しいかなしるうとであるし、そういうものを調査する権限もないので、これなんかもわからなかつたわけですね。四年もたつた今日これがわかつてきて、あのころのうわさがそうだったのかというところを、われわれ今肯定するわけなんです。そのころはこれだけではななく盛んに聞かれておつた。そうするならばこれはわかつたけれども、あのころのうわさは、ほとんどほんとうであつたのではないかと。今じぶんそういうことを調べてもわからないようになつてきておるし、あるいは今でもそういうことがあつておるのではないかと。こういうふうな考へ方を私も持つわけなんです。今国会に出されるという法律は、そういうことが完全に防げるような法律であるのか、あるいは銀行として極端な言葉でいへば、今銀行がブローカーをやつておる。また手先にブローカーを使つておる。こういうことになると思ふのです。そういうことも銀行としてあり得るのであるかどうか、

どうか、一切こういうことができない、本人の良心でなくて法律でそれが完全に取り締まれるかどうか、その問題です。

○説明員（大月高君）　今の導入預金を別といたしまして、今の預金の金利についてどういう規定があるかというところをございまして、臨時金利調整法という法律に基きまして、預金の利子については最高限度がきめられております。この法律は、ただ若干例外的な法律でございまして、これの違反に對しては罰則がついておるわけですね。この罰則がついておるわけは、先ほど申し上げました金融機関の行動というものは、良識によつてやるのだ、従つて年利五分、年利六分と定められたものは違反はしないのだという前提における、いわば紳士協定を法律化したという性格を持つておるわけでございます。従来も罰則がつくつかつかないかは別といたしまして、いわゆる法律に定められた金利以上の金利を払つておるのがある。裏利を払つておるのじやないかという問題があつたわけでございます。われわれも常に取締りをやつておるわけでございますが、その場合は先ほど申し上げました導入預金と別に、銀行自体が法律にきめられておる金利以上の金利を払うという問題でございまして、銀行経理そのものから、銀行経理自体に直接悪影響を及ぼす現象は、そういう特別に高い金利を払うことによつて、コストを高めるといふ点にあると思ひます。それは今のような法律上の制度によつて、少くともこれは違法だということを判定いたし、われわれの銀行検査のつど個々の問題について取締りを行なつておるわけでございます。

その次に、高い金利で、社会的にも悪であるという段階のものをかりに取るといういたしますと、そういうことは普通の金融機関にはないと思ひておる。すけれども、たとえば月三十銭をこえを金利を取るといふようなことでございしましたならば、それは保全経済問題のときにできました出資等の取締りに関する法律という法律がありまして、それを罰則でもつて取り締つております。しかし、金融機関にそういうような罰則にかかるような高金利を取つておる。これはむしろ貸し付けに關連すると思ひますが、そういうものはないと考へております。

その次に最も悪質な一つの典型をなすものは、今度の導入預金の形態でございまして、これも取り締るといたしますれば法律的には全部穴としてはふさがれる法律ができたからという問題ではないと思ひますので、われわれとしてはむしろ日常の銀行検査で年一回ないし二回検査をしておりますので、それによつてこの適正をはかつておるといふのが、根本方針でございます。

○阿具根登君　そうすると今国会に出される、そういうのをやめる法律というものは、導入預金は一切できないという法律ですか。

○説明員（大月高君）　一切罰則によつて取り締るという法律でございまして、大蔵省の銀行経理の問題ですが、そこに河野理財局長がおられるが、河野さんが銀行局長時代に起きた問題です。われわれはあえて問題と言ふのでありますが、名義が変更された銀行に中小企業助成銀行というのがありますが、

これは本法案に非常に関連のある銀行でありまして、その点についてお伺いするのですが、この中小企業助成銀行ができたということは、これは御承知の通り、以前に重東銀行という名前にあつて、なくなつた児玉謙次、最近なくなつた村田省蔵、いわゆる財界のお歴々が中心になつて、外資導入というところで最初に設立をされて、設立というよりも他の銀行を買収してその名義を変更されてできた銀行であります。ところが、諸般の当時の情勢からいって外資もなかなか思うようには入つてこなかつた。それは銀行自体が悪いのじやない、当時の国の情勢がそうであつた。しかし、在日華僑は相當の預金を持つて将来の東亜貿易のために非常な飛躍を期待していたわけですね。ところが、大株主である鮎川義介という人が当時の日銀の總裁である一万田さんと話し合ひをいたしまして、極端に言うならば、株主総会一つ開かず名義が重東銀行の重役が全く知らない間に変更をせられんとしておつたやうな事実があるのであります。こういうやうなことに對して、日本銀行の總裁の圧力によつて、そうして監督的な立場である銀行局というものが、總會の決議事項も見ないで、一鮎川という人と日銀總裁との話しによつて変更をしなければならぬかというところについて、まず私は一つ伺ひたいのであります。

○説明員（大月高君）　銀行の称号の変更につきましては、銀行は株式会社でありますので、株式会社法の規定に基きまして、当然変更すべきものだと思ひます。そういう意味で、当然總會事項になると思ひますが、それに対して

して、大蔵省は称号の変更について認可を持っておりますので、その変更について認可をするという事でございします。従いましてお尋ねのように、一個人が話し合ひで定款変更するということとは、法律上できないだろうと思ひます。

○大竹平八郎君 その点は、この前も川上長官にもお尋ねし、同時に銀行課長が来られたときにもお尋ねしたので、その点は私は追及はいたしません。別の機会に譲るといたしまして、それでは、せっかく中小企業助成銀行という名によって、一般中小企業者の金融のためにできたように思われたこの銀行が、これは無論いゆる普通銀行法によって取り締まることなどでありましようが、特にわれわれは、当時の話とすると、鮎川さんが目録総裁から特別に中小企業の融資を三億円とか五億円を借りたということによって、中小企業助成銀行というものは、非常な中小企業全体の大きなホープになって現れた銀行だと、われわれはそう記憶しておるのでありますが、実際問題で、もうすでに数年になると思ふのでありますが、果して中小企業が予期されておるような方針でこの銀行というものが経営せられておるかどうかというところをお尋ねしたい。

○説明員(大月高君) 中小企業助成銀行という名前をつけたことによつて、すぐに性格が変わるものではないと思ひます。一般の銀行法に基いた銀行でございしますので、融資方針等につきましても、普通銀行の枠内においてそれぞれ健全融資をやる、ただ、それぞれ銀行の特色がございしますので、中小金融を重点的にやるという方針をもつて運営せられるということは、また非常に好ましく、また希望いたしますところでございます。そういう名義を変更いたしました以上、もっぱらそういう方向にやる方針でまずやられたものと了解いたします。現状が果して中小企業のために役に立っておるかどうかというお尋ねでございますが、まだこの銀行も規模は非常に小さくございまして、多分預金も二十億足らずではないかと思ひます。従いましてこの銀行が中小企業に影響する程度というものは、さう大きくないと思ひますが、その能力の範囲でやっております事業貸付自体につきましても、そういう名義の変更の趣旨に従ひまして、十分努力いたしておるやうにわれわれは了解いたしております。

○大竹平八郎君 今でもさうでありましようが、当降銀行の新設というものはほとんど不可能に近かった。それから名義を変更するというだけでは、これは大へんなことであつた。それでその重東銀行が、当時の高田農商銀行か何か、さういった名前のもので、とにかく一応株を買って、了解のもとに重東銀行として出発をした、このときのいきさつでも大へんなことであつたのであります。それで先ほど申し上げた通りに、財界のさうさうたる連中が、しかも東亜関係の貿易その他の金融に大いに貢献しようとして、大きな計画のもとに出発をしていたものが、わずか二年か三年でもって、ほとんどこの首都部の人たちが知らない間に、この名義変更を一体大蔵省が許可をすること、これはただいま言われた各銀行の中には、普通銀行の中にも特色がある、その特色というものが中小

企業のための助成に役立つのだと、おそれるさういふ見解において大蔵省はこれはまあ許したんじゃないかと思ひます。それがただいまのような答弁で、数年になるけれどもさう大した預金もなし、大した活動もないというやうなことは、何かわれわれが追及していきましよう、この変更の中に、非常な政治的な問題が伏在しているのじやないかというやうに考えざるを得ないのであります。その点はいかがでありますか。

○説明員(大月高君) 中小企業助成銀行の資金量が少いという点につきましては、私は根本的には店舗が少いというところにあると思ひます。特に政治的な面で預金が増えないということではなくして、御承知のやうに赤坂に本店があるわけでありまして、店舗は多数分枝店しか今ないのではないかと思ひます。さういふ意味で、銀行の足がさう大きくない。本来高田農商以来さう大規模な銀行ではございせん。全国的に見ましても、非常に小規模な銀行でございまして、やはりスナップの問題、規模の問題、さういふ点から徐々に伸ばしてゆくよりしやうがないことだと思ひます。一挙に大規模な金融機関にするということは、もちろんいろいろ弊害がございしますので、さういふ意味で徐々に伸びていると、さういふやうに御了解願ひたいと思ひます。

○大竹平八郎君 当時中小企業助成銀行が出発するときに當つて、鮎川、一田氏の話し合ひによつて、まあ三億円というものを融資するとか、あるいは五億円融資するとかいうやうなことを、われわれ聞いていたのであります

が、さういふ融資は実際において行われたのでしやうか。

○説明員(大月高君) われわれといたしましては、日本銀行総裁と鮎川さんとの間に、どういふお話が行われたか承知いたしませんし、また、銀行自体の問題でございしますので、御承知のやうにコーポラルベースにおきまして、各市中銀行は日本銀行と取引を持っておりますから、それを一々審査を受けて借りたことはあるかと思ひます。しかし、具体的な数字では資料を持っておりませんから、はっきりいたしません。が、借りたことにはございしても、それは日本銀行という中央銀行の機能から見て、はずれない筋において貸したのだらうと思ひます。

○大竹平八郎君 まだ私は尋ねたいことはありますが、時間がありませんから、保留して、終ります。

○近藤信一君 本日はもう時間もあれです。から、これで教会したらどうかと思ひますが、これ「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(松澤兼人君) 本日はこれにて教会いたします。

午後零時五十七分散会

が、さういふ融資は実際において行われたのでしやうか。

○説明員(大月高君) われわれといたしましては、日本銀行総裁と鮎川さんとの間に、どういふお話が行われたか承知いたしませんし、また、銀行自体の問題でございしますので、御承知のやうにコーポラルベースにおきまして、各市中銀行は日本銀行と取引を持っておりますから、それを一々審査を受けて借りたことはあるかと思ひます。しかし、具体的な数字では資料を持っておりませんから、はっきりいたしません。が、借りたことにはございしても、それは日本銀行という中央銀行の機能から見て、はずれない筋において貸したのだらうと思ひます。

○大竹平八郎君 まだ私は尋ねたいことはありますが、時間がありませんから、保留して、終ります。

○近藤信一君 本日はもう時間もあれです。から、これで教会したらどうかと思ひますが、これ「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(松澤兼人君) 本日はこれにて教会いたします。

午後零時五十七分散会

する法律案

自転車競技法の一部を改正する法律案

自転車競技法の一部を改正する法律案

自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する

法律案

第一条第一項中「自転車の改良、増進、輸出の増加、国内需要の充足に寄与するとともに、地方財政の増収」を「自転車その他の機械の改良及び輸出の振興並びに機械工業の合理化に寄与するとともに、地方財政の健全化」に改める。

第一条第四項中「この法律により行ふ自転車競走(以下競輪という。)」を「競輪」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

自治庁長官は、指定市町村が一年以上引き続きこの法律による自転車競走(以下競輪という。)を開催しなかつたときは、その指定を取り消すことができる。

第二条中「都道府県知事」を「通商産業局長及び都道府県知事」に改める。

第三条第四項中「及び構造設備が公安上及び競輪の運営上適當であると認めるとき」を「構造及び設備が命令で定める公安上及び競輪の運営上の基準に適合する場合」に改め、同条に次の二項を加える。

通商産業大臣は、必要があると認めるときは、第一項の許可に期限又は条件を附することができ、通商産業大臣は、競輪場の設置者が一年以上引き続きその競輪場

を、

を、

を、

を、

を、

を、

を、

を、

を、

を、

を、

を競輪の用に供しなかつたときは、第一項の許可を取り消すことができる。

第四條第二項中「申請が命令で」を「申請に係る施設の位置、構造及び設備が命令で」に改め、同条に次の一項を加える。

前條第六項及び第七項の規定は、第一項の許可に準用する。

第五條中「競輪場」を削り「自転車振興會連合會」を「日本自転車振興會」に改める。

第七條の二中「未成年者」を「學生生徒及び未成年者」に改める。

第八條各号を次のように改める。

一 競輪に關係する政府職員及び競輪施行者の職員にあつては、すべての競輪

二 日本自転車振興會及び自転車振興會の役員並びに競輪の選手にあつては、すべての競輪

三 前二號に掲げる者を除き、入場料の徴収、車券の発売等、競輪場内の整理及び警備その他競輪の事務に従う者にあつては、当該競輪

第九條に次の一項を加える。

前四項の規定により払戻金を交付する場合において、その金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第九條の二を次のように改める。

第九條の二 前條第一項の払戻金の額が命令で定める払戻金の最高限度額をこえるときは、その最高限度額に相當する額を払戻金の額とする。

第九條の三第二項中「その順位で」を削る。

第九條の四中「三十日」を「六十日」に改める。

第十條を次のように改める。

第十條 競輪施行者は、左の各号に掲げる金額を日本自転車振興會に交付しなければならぬ。

一 一回の開催による車券の売上金の額が別表第一の上欄に掲げる金額に相當するときは、同表の下欄に掲げる金額に相當する金額

二 一回の開催による車券の売上金の額に應じ、その額の千分の三以内において命令で定める金額に相當する金額

競輪施行者は、自転車振興會に競輪の実施を委任したときは、委任の範圍及び一回の開催による車券の売上金の額に應じ命令で定める金額を自転車振興會に交付しなければならない。

前項の命令で定める金額は、一回の開催による車券の売上金の額の別表第二の上欄に掲げる区分ごとに、同表の下欄に掲げる金額をこえてはならない。

第十一條第一項中「事項」を「事業」に改め、同條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

自転車振興會は、民法（明治二十九年法律第八十九號）第三十四條の規定により設立される法人とする。

第十一條の次に次の二條を加える。

第十一條の二 自転車振興會の役員

の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十一條の三 自転車振興會は、毎

事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

自転車振興會は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

第十二條を次のように改める。

第十二條 日本自転車振興會は、競輪の公正かつ円滑な実施を図るとともに、自転車その他の機械に關する事業の振興に資することを目的とする。

第十二條の次に次の二十四條を加える。

第十二條の二 日本自転車振興會は、法人とする。

第十二條の三 日本自転車振興會は、主たる事務所を東京都に置く。日本自転車振興會は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

第十二條の四 日本自転車振興會は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもちて第三者に対抗することができない。

第十二條の五 日本自転車振興會でない者は、日本自転車振興會という名称を用いてはならない。

第十二條の六 民法第四十四條、第五十條及び第五十四條の規定は、日本自転車振興會に準用する。

第十二條の七 日本自転車振興會に、役員として、会長一人、副会長一人、理事八人以内及び監事二人以内を置く。

第十二條の八 会長は、日本自転車振興會を代表し、その業務を総理する。

副会長は、会長の定めるところにより、日本自転車振興會を代表し、会長を補佐して日本自転車振興會の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して日本自転車振興會の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。

監事は、日本自転車振興會の業務を監査する。

第十二條の九 会長、副会長及び監事は、通商産業大臣が任命する。理事は、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

役員は、再任されることができない。

第十二條の十 左の各号の一に該当する者は、役員となることができ

ない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者

二 この法律に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終り、

又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者

三 国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く）又は地方公共団体の議会の議員

四 政党の役員

五 日本自転車振興會に対する物品の売買、施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人があるときはその役員若しくは役員と同等以上の支配力を有する者

第十二條の十一 通商産業大臣は、会長、副会長又は監事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

会長は、理事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

通商産業大臣は、会長、副会長若しくは監事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

会長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

会長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

第十二條の十二 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は

又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者

三 国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く）又は地方公共団体の議会の議員

四 政党の役員

五 日本自転車振興會に対する物品の売買、施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人があるときはその役員若しくは役員と同等以上の支配力を有する者

第十二條の十一 通商産業大臣は、会長、副会長又は監事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

会長は、理事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

通商産業大臣は、会長、副会長若しくは監事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

会長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

会長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

第十二條の十二 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は

又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者

三 国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く）又は地方公共団体の議会の議員

四 政党の役員

五 日本自転車振興會に対する物品の売買、施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人があるときはその役員若しくは役員と同等以上の支配力を有する者

第十二條の十一 通商産業大臣は、会長、副会長又は監事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

会長は、理事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

通商産業大臣は、会長、副会長若しくは監事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

会長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第十二条の十三 日本自転車振興会と会長又は副会長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合は、監事が日本自転車振興会を代表する。

第十二条の十四 日本自転車振興会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十二条の十五 日本自転車振興会に、運営委員会を置く。

次条第一項第一号から第四号までの業務その他競輪の公正かつ円滑な実施を図るため必要な業務（以下競輪に関する業務という）に關し業務の方法を定め、及び事業計画を作成し、又はこれらを変更しようとするときは、会長は、運営委員会の意見を聞かなければならない。

日本自転車振興会は、競輪に關する業務を行うには、会長が運営委員会の意見を聞いて定めた方針に従わなければならない。

会長は、競輪に關する業務を掌理する理事の任命又は解任について第十二条の九第二項又は第十二条の十一第四項の認可を申請しようとするときは、運営委員会の意見を聞かなければならない。

運営委員会は、前三項に定めるものの外、会長の諮問に應じ、日本自転車振興会の競輪に關する業務の運営について調査審議する。

運営委員会は、委員二十人以内で組織する。

委員は、競輪に關し學識経験のある者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。委員の任期は、三年とする。

委員は、再任されることが出来る。

第十二条の十六 日本自転車振興会は、第十二条に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

一 競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定及び登録並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格の登録を行うこと。

二 選手及び自転車の競走前の検査の方法、審判の方法その他競輪の実施方法に關し、自転車振興会を指導すること。

三 選手の出場のあつせんを行うこと。

四 審判員、選手その他の競輪の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。

五 自転車その他の機械に關する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に對し、資金の貸付を行うこと。

六 自転車その他の機械に關する事業の振興のための事業を補助すること。

七 第十條第一項及び小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十六條の規定による交付金の受入を行うこと。

八 前各号に掲げるものの外、第十二条に掲げる目的を達成するため必要な業務

日本自転車振興会は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

日本自転車振興会は、第一項第七号に掲げる業務のうち第十條第一項第二号の規定による交付金の受領の業務を自転車振興会に委託することが出来る。

第十二条の十七 日本自転車振興会は、第十條第一項第一号の規定による交付金及び小型自動車競走法第十六條の規定による交付金を、競輪に關する業務に必要な経費に充ててはならない。

第十二条の十八 日本自転車振興会は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

前項の業務の方法には、左の事項を定めておかなければならない。

一 競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定の方法及び合格基準

二 選手の出場のあつせんの基準

三 審判員、選手その他の競輪の実施に必要な者の養成又は訓練の課程、期間、場所及び費用負担の方法

四 自転車その他の機械に關する事業の振興に必要な資金の融通のための資金の貸付の利率、償還期限及び償還の方法

五 補助の対象とする自転車その他の機械に關する事業の振興のための事業の選定の基準及び補助の方法

六 前各号に掲げるものの外、命令で定める事項

の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

第十二条の二十 日本自転車振興会は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

第十二条の二十一 日本自転車振興会は、資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第十二条の二十二 日本自転車振興会は、左の方法以外の方法によつて業務上の余裕金を運用しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

一 銀行若しくは商工組合中央金庫への預金又は郵便貯金

二 國債証券、地方債証券、鉄道債券、電信電話債券又は商工債券の保有

第十二条の二十三 日本自転車振興会は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

第十二条の二十四 日本自転車振興会は、通商産業大臣が監督する。通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本自転車振興会に對し、その業務に關し監督上必要な命令を出すことができる。

第十二条の二十五 日本自転車振興会の解散については、別に法律で定める。

第十三条に次の二項を加える。

競輪場の設置者は、その競輪場の位置、構造及び設備を、第三條第四項の命令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

場外車券売場の設置者は、その場外車券売場の位置、構造及び設備を、第四條第二項の命令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

第十四条中、「自転車振興会連合会」を削り、「所有者に對し、」を「設置者に對し、」と改め、競輪場若しくは場外車券売場の貸借に關する条件を適正にするべき旨の命令、競輪場又は場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他に改める。

第十五条第一項中「自転車振興会連合会」を「日本自転車振興会に、」と改め、

第十六条第一項中「開催の停止その他必要な事項」を「開催の停止その他必要な事項」に改め、同条第二項中「自転車振興会連合会」を削り、「所有者」を「設置者」に、「業務の停止若しくは制限」を「業務を停止し、若しくは制限し、」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

第十六條之二 通商産業大臣は、競輪場又は場外車券売場の設置者が前条第二項の規定による命令に違反したときは、当該競輪場又は場外車券売場の設置の許可を取り消すことができる。

第十七條第一項中「競輪の運営」を「競輪」に、「競輪運営審議会」を「競輪審議会」に改め、同条第二項中「競輪運営審議会」を「競輪審議会」に改め、

会」に、「十五人以上」を「二十人以上」に改め、同条第六項及び第八項中「競輪運営審議会」を「競輪審議会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 通商産業大臣の諮問に依りて、第十条第一項第一号の規定による交付金及び小型自動車競走法第十六条の規定による交付金の運用に関する重要事項について調査審議するため、通商産業省に自転車等機械関係事業振興資金協議会を置く。

自転車等機械関係事業振興資金協議会は、会長一人及び委員十四人以内をもつて組織する。

前条第三項から第八項までの規定は、自転車等機械関係事業振興資金協議会に準用する。

第十八条第一号中「第一号第三項」を「第一号第四項」に改める。

第二十条第三号中「第八号各号の二」を「第八号第三号」に、「当該各号」を「同号」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十一条の二 第十二条の十七の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十二條を次のように改める。

一 第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し

た者 第二十二條の次に次の一条を加える。

第二十二條の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前六条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第二十三條中「若しくは自転車振興会連合会」を削る。

第二十八條の次に次の二條を加える。

第二十九條 左の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした自転車振興会又は日本自転車振興会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 第十一條の三第一項、第十二條の三第二項、第十二條の十六又は第十二條の二十から第二十二條の二十二までの規定により通商産業大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第十一條の三第二項又は第十二條の二十三の規定に違反して、事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不实の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

三 第十二條の四第一項の規定による政令に違反して、登記することゝ怠つたとき。

四 第十二條の十六第一項に掲げる業務以外の業務を行つたとき。

五 第十二條の二十四第二項の規

定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第三十條 第十二條の五の規定に違反した者は、一万円以下の過料に

処する。

別表第一及び別表第二を次のように加える。

別表第一

売上金の額	日本自転車振興会に交付すべき金額
六千万円以上 八千万円未満	売上金の額の千分の十。ただし、売上金の額の千分の九百六十が六千万円未満となるときは、当該売上金の額と六千万円との差額の千分の二百五十
八千万円以上 一億円未満	売上金の額の千分の十三。ただし、売上金の額の千分の九百四十が八千万円未満となるときは、当該売上金の額と八千万円との差額の千分の二百五十
一億円以上 二億円未満	売上金の額の千分の十五。ただし、売上金の額の千分の九百四十が一億円未満となるときは、当該売上金の額と一億円との差額の千分の二百五十
二億円以上	売上金の額の千分の十七。ただし、売上金の額の千分の九百三十二が一億八千万円未満となるときは、当該売上金の額と一億八千万円との差額の千分の二百五十

別表第二

売上金の額	金	額
四千万円以下	四千万円の千分の六十五	
四千万円以上 九千万円未満	九千万円の千分の六十	
九千万円以上 一億五千万円未満	一億五千万円の千分の五十五	
一億五千万円以上 三億円未満	三億円の千分の五十	
三億円以上 四億円未満	四億円の千分の四十	
四億円以上 六億円未満	六億円の千分の三十	
六億円以上	六億円の千分の三十	

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十二年十月一日から施行する。ただし、附則第三条から第五条まで及び第二十三條の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行の日の前後にまたがつて開催される競輪については、改正後の第十条の規定を適用する。

(日本自転車振興会の設立)
第三条 通商産業大臣は、改正後の第十二條の九第一項の例により、日本自転車振興会の会長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長又は監事となるべき者は、日本自転車振興会の成立の時ににおいて、この法律の規定によりそれぞれ会長又は監事に任命されたものとする。

第四条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、日本自転車振興会の設立に関する事務を処理させる。

第五条 設立委員は、設立の準備を完了したときは、その事務を附則第三条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第六条 附則第三条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条の事務の引継を受けたときは、政令の定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第七条 日本自転車振興会は、設立の登記をすることによつて成立する。

第八条 この法律の施行の際現に自転車振興会又は全国小型自動車連合会に属する旧自転車競技法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第六十九号）第二条第一項の業務に係る財産は、日本自転車振興会が、その成立の時ににおいて、承継する。

第九条 自転車振興会連合会は、日本自転車振興会の成立の時ににおいて解散し、前条に規定する財産を除くその一切の権利及び義務は、その時ににおいて日本自転車振興会が承継する。この場合において、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

2 第七条の規定により日本自転車振興会の設立の登記がされたときは、登記官吏は、職権で、自転車振興会連合会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

（経過措置）

第十条 この法律の施行の際現に改正前の第五条の規定により自転車振興会連合会に登録されている競輪の審判員、競輪に出場する選手並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格は、それぞれ改正後の同条の規定により日本自転車振興会に登録されたものとみなす。

第十一条 この法律の施行の際現に自転車振興会の役員に在る者の任期は、この法律の施行の日から起算して六月を経過するまでとする。

第十二条 この法律の施行の日の属する事業年度の自転車振興会の事業計画及び収支予算については、

改正後の第十一条の三第一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは「自転車競技法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第三号）の施行後遅滞なく」とする。

第十三条 日本自転車振興会の成立の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算については、改正後の第十二条の二十中「毎事業年度の開始前に」とあるのは「日本自転車振興会の成立後遅滞なく」とする。

第十四条 日本自転車振興会が附則第八条の規定により承継した自転車振興会連合会又は全国小型自動車競走会連合会の旧自転車競技法等の臨時特例に関する法律第二条第一項の業務に係る財産は、第十二条の十七に規定する交付金とみなして、同条の規定を適用する。

第十五条 日本自転車振興会が附則第八条又は第九条第一項の規定により承継した財産のうち改正後の第十二条の二十二各号の方法以外の方法によつて余裕金を運用したものがあるときは、この法律の施行の日から六月間は、その運用について同条の認可があつたものとみなす。

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（限時的効力）

第十七条 改正後の第十条第一項第一号及び第十二条の十六第一項第五号から第七号までに規定する事項については、この法律の施行の日から三年を経過する日以後においては、別に法律で定めるところ

によるものとする。

（他の法律の改正）

第十八条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本学校給食会」の下に「日本自転車振興会」を加える。

第十九条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「及び日本学校給食会」を「日本学校給食会及び日本自転車振興会」に改める。

第二十条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のよ

うに改正する。

第十九条第七号中「日本学校給食会」の下に「日本自転車振興会」を、「日本学校給食会法」の下に「自転車競技法」を加える。

第二十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「及び日本学校給食会」を「日本学校給食会及び日本自転車振興会」に改める。

第二十二条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

（競輪運営審議会）

自転車競走の運営その他競輪に関する重要事項及び自転車競走の制度に関する重要事項を調査審議すること。

（機械工業振興協議会）

関係各大臣の諮問に応じ、自転車競技法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第六十九号）による事項を調査審議すること。

（競輪審議会）

競輪に関する重要事項を調査審議すること。

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「小型自動車の性能の向上等品質の改善、小型自動車に関する海外宣伝その他小型自動車工業の振興に寄与するとともに、地方財政の改善」及び「小型自動車その他の機械の改良及び輸出の振興並びに機械工業の合理化に寄与するとともに、地方財政の健全化」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

（届出）

第三条の二 小型自動車競走施行者は、小型自動車競走を施行しようとするときは、省令の定めるところにより、通商産業局長を経由して、通商産業大臣に届け出なければならない。

第五条を次のように改める。

第五条 小型自動車競走場を設置しようとする者は、省令の定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の許可をしようとするときは、省令の定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

3 都道府県知事は、前項の意見を述べようとするときは、省令の定めるところにより、あらかじめ、公聴会を開いて、利害関係人の意見を聞かなければならない。

4 通商産業大臣は、第一項の許可の申請があつたときは、申請に係る小型自動車競走場の位置、構造及び設備が省令で定める公安上及び小型自動車競走の運営上の基準

に適合する場合に限り、その許可
をすることができる。

5 小型自動車競走は、第一項の許
可を受けて設置された小型自動車
競走場で行わなければならない。

6 通商産業大臣は、必要があると
認めるときは、第一項の許可に期
限又は条件を附することができ
る。

7 通商産業大臣は、小型自動車競
走場の設置者が一年以上引き続
きその小型自動車競走場を小型自
動車競走の用に供しなかつたときは、
第一項の許可を取り消すことがで
きる。

第八条第一項中「小型自動車競走
場」を「小型自動車競走の審判員」
に改め、同条第二項中「小型自動車
競走場」を「審判員」に改める。

第九条に次のただし書を加える。

ただし、小型自動車競走施行者
が省令の定めるところにより無料
入場者と定められた者からは、入場料
を取らなくてもよい。

第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二 学生生徒及び未成年者
は、勝車投票券を購入し、又は譲
り受けてはならない。

第十一条（見出しを含む）を次の
ように改める。

第十一条 左の各号の一に該当する
者は、当該各号に掲げる小型自動
車競走について、勝車投票券を購
入し、又は譲り受けてはならない。

一 小型自動車競走に關係する政
府職員及び小型自動車競走施行
者の職員にあつては、すべての
小型自動車競走

二 小型自動車競走会及び全国小
型自動車競走会連合会の役員

並びに小型自動車競走の選手に
あつては、すべての小型自動車
競走

三 前二号に掲げる者を除き、入
場料の徴収、勝車投票券の発売
又は第十二条の規定による払戻
金若しくは第十四条の規定によ

る返還金の交付、小型自動車競
走場内の整理及び警備その他小
型自動車競走の事務に従う者に
あつては、当該小型自動車競走
第十二条第一項中「の払戻金」を
削り、「あん分して」の下に「払戻金
として」を加え、同条に次の一項を
加える。

5 前四項の規定により払戻金を交
付する場合において、その金額に
一円未満の端数があるときは、そ
の端数は、切り捨てる。

第十三条を次のように改める。

第十三条（払戻金の最高限度額）
第十三条 前条第一項の払戻金の額
が政令で定める払戻金の最高限度
額をこえるときは、その最高限度
額に相当する額を払戻金の額とす
る。

第十四条第一項第四号中「その順
位で」を削る。

第十五条中「であつてやむを得な
い事情により小型自動車競走の終了
後遅滞なく支払を受けることのでき
なかつたもの」を削り、「三十日」を
「六十日」に改める。

第十六条を次のように改める。

第十六条（日本自転車振興会への交付金）
第十六条 小型自動車競走施行者
は、一回の開催による勝車投票券
の売上金の額が別表の上欄に掲げ
る金額に相当するときは、同表の

下欄に掲げる金額に相当する金額
を日本自転車振興会に交付しなけ
ればならない。

第十七条を削り、第十八条中「第
十六条の規定により自己の収入とす
べき金額の中から、勝車投票券の売
上金額の百分の五を超えない金額を
当該」を「一回の開催による勝車投
票券の売上金の額に及び、その額の
百分の五以内において省令で定める
金額を」に改め、同条を第十七条と
する。

第十九条を削り、第二十条第二項
中「設立し」の下に「又はこれに
加入し」を加え、同条第四項を次の
ように改め、同条を第十八条とする。

4 小型自動車競走会は、小型自動
車競走の実施を、全国小型自動車
競走会連合会は、審判員、選手及
び小型自動車登録を行ない、選手
の出場をあっせんし、その他小型
自動車競走の公正かつ円滑な実施
を図るとともに小型自動車に關す
る事業の振興に資することを目的
とする。

第十八条の次に次の二条を加える。

第十九条 小型自動車競走会及び全
国小型自動車競走会連合会の役員
の選任及び解任は、通商産業大臣
の認可を受けなければ、その効力
を生じない。

第二十条 小型自動車競走会及び全
国小型自動車競走会連合会は、毎
事業年度開始前に、その事業年度
の事業計画及び収支予算を作成
し、通商産業大臣の認可を受けな
ければならない。これを変更しよ
うとするときも、同様とする。

2 小型自動車競走会及び全国小型

自動車競走会連合会は、毎事業年
度経過後二月以内に、その事業年
度の事業報告書、財産目録、貸借
対照表及び損益計算書を作成し、
通商産業大臣に提出しなければならない。

第二十一条を次のように改める。

（場内の秩序の維持等）
第二十一条 小型自動車競走施行者
及び小型自動車競走会は、小型自
動車競走場内の秩序を維持し、か
つ、小型自動車競走の公正及び安
全を確保するため、入場者の整
理、選手の出場に関する適正な条
件の確保、小型自動車競走に關す
る犯罪及び不正の防止その他必要
な措置を講じなければならない。

2 小型自動車競走場の設置者は、
その小型自動車競走場の位置、構
造及び設備を、第五條第四項の省
令で定める基準に適合するように
維持しなければならない。

第二十一条の次に次の三条を加え
る。

（通商産業大臣の命令）
第二十一条の二 通商産業大臣は、
小型自動車競走場内の秩序を維持
し、小型自動車競走の公正又は安
全を確保し、その他この法律の施
行を確保するため必要があると認
めるときは、小型自動車競走施行
者、小型自動車競走会、全国小型
自動車競走会連合会又は小型自動
車競走場の設置者に対し、選手の
出場又は小型自動車競走場の貸借
に關する条件を適正にすべき旨の
命令、小型自動車競走場を修理
し、改造し、又は移転すべき旨の
命令その他必要な命令をすること
ができる。

第二十一条の三 通商産業大臣は、
小型自動車競走施行者がこの法律
若しくはこの法律に基く命令若し
くはこれらに基く処分違反し、
又はその施行に係る小型自動車競
走につき公益に反し、若しくは公
益に反するおそれのある行為をし
たときは、当該小型自動車競走施
行者に対し、小型自動車競走の開
催を停止し、又は制限すべき旨を
命ずることができる。

2 通商産業大臣は、小型自動車競
走会、全国小型自動車競走会連合
会若しくは小型自動車競走場の設
置者又はその役員が、この法律若
しくはこの法律に基く命令若しく
はこれらに基く処分に違反し、又
はその關係する小型自動車競走に
つき公益に反し、若しくは公益に
反するおそれのある行為をしたと
きは、当該小型自動車競走会、全
国小型自動車競走会連合会又は小
型自動車競走場の設置者に対し、
その業務を停止し若しくは制限
し、又は当該役員を解任すべき旨
を命ずることができる。

3 通商産業大臣は、前二項の規定
による処分をしようとする場合に
は、これらの規定に掲げる者に対
し、あらかじめ、その旨を通知し
て、自己に有利な証拠を提出し、
弁明する機会を与えなければならない。
ただし、緊急の必要により、
これらの処分をしようとするとき
は、この限りでない。

（小型自動車競走場の設置の許可
の取消）
第二十一条の四 通商産業大臣は、

第二十一条の四 通商産業大臣は、

第二十一条の四 通商産業大臣は、

第二十一条の四 通商産業大臣は、

第二十一条の四 通商産業大臣は、

第二十一条の四 通商産業大臣は、

第二十一条の四 通商産業大臣は、

第二十一条の四 通商産業大臣は、

第二十一条の四 通商産業大臣は、

第二十一条の四 通商産業大臣は、

第二十一条の四 通商産業大臣は、

第二十一条の四 通商産業大臣は、

第二十一条の四 通商産業大臣は、

小型自動車競走場の設置者が前条第二項の規定による命令に違反したときは、当該小型自動車競走場の設置の許可を取り消すことができる。

第二十二条を次のように改める。

(報告及び検査)

第二十二條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、小型自動車競走場施行者、小型自動車競走会、全国小型自動車競走会連合会若しくは小型自動車競走場の設置者に対し、小型自動車競走の開催、終了及び会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは小型自動車競走場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

第二十三條中「小型自動車競走場、小型自動車競走」を「小型自動車競走の審判員、小型自動車競走」に改める。

第二十六條第三号中「第十一條第二号」を「第十一條第三号」に改める。

第二十七條中「第十一條」を「第十條の二又は第十一條」に、「同条」を「これら」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第二十七條の二 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

昭和三十三年四月二日印刷

一 第二十二條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十七條の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前五條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。

第三十三條の次に次の一条を加える。

別表

別表 売上金の額

日本自動車振興会に交付すべき金額

六千万円以上八千万円未満 売上金の額の千分の十。ただし、売上金の額の千分の九百六十が六千万円未満となる額は、当該売上金の額と六千万円との差額の千分の二百五十。

八千万円以上一億円未満 売上金の額の千分の十三。ただし、売上金の額の千分の九百四十八が七千六百万円未満となる額は、当該売上金の額と七千六百万円との差額の千分の二百五十。

一億円以上二億円未満 売上金の額の千分の十五。ただし、売上金の額の千分の九百四十が九千四百八十万円未満となる額は、当該売上金の額と九千四百八十万円との差額の千分の二百五十。

二億円以上 売上金の額の千分の十七。ただし、売上金の額の千分の九百三十二が一億八千八百万円未満となる額は、当該売上金の額と一億八千八百万円との差額の千分の二百五十。

附則

1 この法律は、昭和三十三年十月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前後にまだかつて開催される小型自動車競走

走については、改正後の第十六條及び第十七條の規定を適用する。

3 この法律の施行の際現に改正前の第八條第一項の規定により全国小型自動車競走会連合会に登録さ

があつた場合は、その行為をした小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 第二十條第一項の規定により通商産業大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第二十條第二項の規定に違反して、事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

別表を次のように加える。

れている小型自動車は競走場は、改正後の第五條第一項の許可を受けて設置されたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会の役員に在る者の任期は、この法律の施行の日から起算して六月を経過するまでとする。

5 この法律の施行の日の属する事業年度の小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会の事業計画及び収支予算については、改正後の第二十條第一項中「毎事業年度開始前に」とあるのは「小型自動車競走法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第 号）の施行後遅滞なく」とする。

6 改正後の第十六條に規定する事項については、この法律の施行の日から三年を経過する日以後においては、別に法律で定めるところによるものとする。

昭和三十三年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局